

三木市吉川地域小中一貫校開校準備委員会設置要綱

(設置)

第1条 吉川地域における小中一貫校（以下「小中一貫校」という。）の開校に当たり、地域、保護者、学校及び教育委員会が一体となり、小中一貫教育の推進及び子どものためのよりよい教育環境の創出について協議するために、三木市吉川地域小中一貫校開校準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 小中一貫校の施設整備に関する事項
- (2) 小中一貫校の学校運営に関する事項
- (3) 小中一貫校の教育課程に関する事項
- (4) 統合する学校間の交流活動に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、小中一貫校の設置に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから教育長が選任した委員をもって組織する。

- (1) 地域（区長協議会及び市民協議会）の代表者
- (2) 就学前児童の保護者
- (3) 小学生の保護者
- (4) 中学生の保護者
- (5) 学校運営協議会の代表者
- (6) 小学校の教職員の代表者
- (7) 中学校の教職員の代表者
- (8) 吉川地域における施設一体型小中一貫校設置に係る地域協議会の委員

委員

- (9) 前各号に掲げるもののほか、教育長が必要と認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から小中一貫校の開校の日までとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(解任)

第6条 委員が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、教育長は、委員長及び副委員長と協議の上、当該委員を解任することができる。

- (1) 委員の事情により、会議への参加が不可能となった場合
- (2) 正当な理由なく、会議を欠席した場合
- (3) 委員会の秩序を著しく乱し、又は委員会の運営を妨げた場合

(4) 委員としてふさわしくない行為があったと認められる場合

(5) その他、委員会の所掌事務の遂行に支障を来す行為があったと認められる場合

(全体会)

第7条 委員会の会議（以下「全体会」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 全体会は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に全体会への出席を求めて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

4 委員長は、全体会で協議した結果を教育委員会に報告する。

(専門部会)

第8条 委員長は、必要に応じて専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、委員会の委員のうち委員長が指名する委員で構成し、その代表（以下「部会長」という。）は委員長が指名する。

3 部会は、第2条各号に掲げる事項について協議し、その結果を全体会に報告するものとする。

4 部会は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

5 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に部会への出席を求めて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育振興部小中一貫教育推進室において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年3月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行の日以後の最初に招集される委員会は、第7条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、小中一貫校の開校の日限り、その効力を失う。